

特定非営利活動法人ワン・シード 入会のご案内 (正会員)

拝啓

皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度、以下のような趣旨のもとに、特定非営利活動法人ワン・シードを設立致しました。

皆様には、この機会に是非ご入会いただき、活動へご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

ワン・シード 設立趣旨

「私たちの暮らしを支える食やエネルギーの安全性が大きく揺らいでいる今、安心して暮らせる環境を守るために、生活に根ざした個々人の意識改革が果たす役割は、決して小さくありません。また一方で、自然との調和を失ったことで生じる、内面のストレスや閉塞感に対しても無関心ではられません。周りの環境はもちろんのこと、そこに暮らす人々の内的環境も整えてゆく必要性を感じています。

そこで私たちは特定非営利活動法人を設置して、環境に負荷のかからない暮らしの実験モデルを構築するとともに、心身のゆとりを取り戻すための活動を通して、子供から大人まであらゆる人々が豊かな生を送ることができるよう、内外共によりよい環境を作ることを目指します。」

一粒の種が地球全体を緑にすることができるように、一人一人の意識と可能性が、よりよい未来を創るという願いを込めて「ワン・シード」という名前を付けました。

記

特定非営利活動法人ワン・シード

正会員(個人)／入会金 0 円、年会費 2.000 円

「特定非営利活動法人 ワン・シード」正会員登録申込書

令和 年 月 日

特定非営利活動法人 ワン・シードの趣旨に賛同し、年会費の振込みと申込書の提出をもって正会員登録の申込みをします。

フリガナ 氏名	
住所	〒
生年月日	
携帯電話	
メールアドレス	

領収書

平成 年 月 日

様

★ ￥ 2,000

NPO法人ワン・シードの年会費として
上記正に領収しました

739-1733 広島市安佐北区口田南9-7-31
NPO法人 ワン・シード
Tel 082-842-5829

NPO 法人 ワン・シード定款より会員について

第3章 会員

(種別)

第4条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動推進法(以下「法」という)上の社員とする。

(ア) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人

(イ) 賛助会員 この法人の目的に賛同してこの法人の活動を支援する個人及び団体

(入会)

第5条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとして、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第10章 雑則

6 この法人の設立当初(含む次年度)の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 0円、年会費 12000円
- (2) 賛助会員 年会費 入会金 0円、2000円